

第176回 教育研究評議会 議事録

日 時：令和元年9月12日（木）

13時30分～14時30分

場 所：事務局第1会議室（本部棟3階）

出席者

学長（議長）	長谷部
理 事	高木、梅原、根上、蛭名
副学長	中村、松川
教育学部	杉山、泉、白取
経済学部	永井、佐藤
経営学部	谷地
理工学部	眞田、多々見
都市科学部	川添
国際社会科学研究院	石山、荒木、高橋
工学研究院	新井、梅澤、丸尾
環境情報研究院	大谷、長尾、松田
都市イノベーション研究院	佐土原、齊藤、彦江
教養教育主事	関谷
附属図書館長	志田

議 事

I 議事録確認

第174回教育研究評議会議事録（案）（資料1-1）及び第175回（臨時）教育研究評議会議事録（案）（資料1-2）について、原案のとおり確認した。

なお、委員から、第174回教育研究評議会議事録（案）「IVその他報告」の「1. 学長裁量経費報告書の公表について」の内容に関して、学長裁量経費報告書を公表しないのは学長裁量経費の透明性の面で問題である旨の意見があった。これについて、学長より学長裁量経費報告書の公表を検討する旨の意見があった。

II 報告事項

1. 議長報告

議長から、資料2に基づき、次の事項について報告があった。

- (1) 7/20~21 天城学長会議 出席（資料2-1）
- (2) 7/23 南地区フットボール場人工芝完成式典 挙行
- (3) 7/24 ユニセフ協会理事会 出席
- (4) 7/25 南地区テニスコート贈呈式 挙行
- (5) 7/26 国立大学協会 地方活性化に向けて国立大学群が目指すべき教育研究に関するWG 出席
- (6) 8/8 化学工学会横浜大会 出席・挨拶

- (7) 8/20 国立大学協会 WG 第一回分科会 出席
- (8) 8/22~23 国立大学協会 国立大学法人トップセミナー 出席
- (9) 8/30 ダイバーシティ連携協議会総会 出席
- (10) 9/9 JICA 草の根技術協力事業に係る覚書の署名式 出席
また、学長企画「YNU ささらサロン」の開催について告知があった。

2. 委員会報告

議長から、委員会の開催状況について、資料2-2のとおりである旨報告があった。

3. 理事、副学長、部局等報告

理事、副学長、部局等から、次の事項について報告があった。

- (1) 理事（総務・財務施設担当）・副学長
 - ・台風15号への対応及び被害状況について (口頭)
→台風15号の被害に関して大学からの情報発信が遅れたことに対するお詫びと、現在の被害状況について報告があった。
これに対し委員から、事前及び当日の情報発信を迅速に行うこと等の危機管理について今後検討いただきたい旨の意見があった。
 - ・国立大学法人横浜国立大学教員の任期に関する規則の一部を改正する規則の制定について 資料3-1
~資料3-1-1
 - ・令和2年度概算要求について 資料3-2-1
~資料3-2-2
- (2) 理事（研究・評価担当）・副学長
 - ・研究倫理教育eラーニングについて 資料3-3
- (3) 副学長（国際・地域担当）
 - ・大学間学術交流協定の署名について 資料3-4
~資料3-4-2
- (4) 教育学部長
 - ・令和元年度第1回日本教育大学協会関東地区会評議員会について 資料3-5
令和元年度神奈川県教育職員免許法認定講習実施報告について
 - ・教育学部学生の懲戒処分について (口頭)
 - ・教育学研究科の改組について (口頭)
- (5) 経営学部長
 - ・部局間学術交流協定の非更新について 資料3-6-1
~資料3-6-2
 - ・経営学部学生の懲戒処分について (口頭)
- (6) 理工学部長
 - ・理工学部学生の懲戒処分について (口頭)
- (7) 都市科学部長
 - ・第3回都市科学シンポジウム「都市の親水空間を考える」開催報告 資料3-7
 - ・都市科学部キャリア支援セミナー開催報告 資料3-8
- (8) 附属図書館長
 - ・第66回国立大学図書館協会総会について 資料3-9

Ⅲ 審議事項

1. 国立大学法人横浜国立大学名誉教授の称号授与に関する細則の一部を改正する細則の制定（案）について

理事（総務・財務施設担当）から、資料4及び資料4-1に基づき、国立大学法人横浜国立大学名誉教授の称号授与に関する細則の一部を改正する旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

なお、委員からの意見は次のとおり。

- ・今回の規則改正に伴って、過去の受賞歴や懲戒処分歴に遡及して、新たに名誉教授の称号を授与又は取り消すということを行うか。
→今回の規則改正にあたって、受賞歴・懲戒処分歴を遡って適用するということとは行わない。
- ・今後、名誉教授の称号授与の審査を受ける者について、審査の対象になるのは規則改正以降の懲戒処分のみか、もしくは規則改正以前の懲戒処分も対象になるのか。
→今後退職される方の名誉教授称号授与の審査基準が変わるということで、審査時点での在職中の受賞歴・懲戒処分歴が対象になる。

2. 学術指導制度の導入について

理事（研究・評価担当）から、資料5に基づき、学術指導制度の導入について説明があった。企業向けの窓口を整備し大学が産学連携にコミットすること及び将来的に学術指導を共同研究等につなげていきたい旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

なお、委員からの意見等は次のとおり。

- ・このような制度ではコーディネーターの質が重要なので、質を十分高めていただきたい。

3. 横浜国立大学大学院学則の一部を改正する学則（案）について

理事（教育・広報担当）・副学長から、資料6及び資料6-1に基づき、法務研修生制度の導入に伴い横浜国立大学大学院学則の一部を改正する旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

4. 大学間学術交流協定の締結について

副学長（国際・地域担当）から、資料7及び資料7-1に基づき、バングラデシュ工科大学との学術交流協定の締結について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

以上